

指定管理者中間評価結果

令和 8 年 9 月

尾張旭市総務部財政課

1 指定管理業務における中間評価

尾張旭市では、指定管理者制度を導入している「公の施設」の管理運営が、関係法令や協定書等に基づき、適正に行われているか、また、適正なサービスを確保しつつコスト縮減が図られているかを確認、評価する「指定管理者モニタリング」を実施しています。

中間評価は、指定管理者制度を導入している施設のうち、指定期間が5年を超える施設について、毎年の「指定管理者モニタリング」に加え、業務内容や実施状況の確認等を行うために実施しています。

今回公表する中間評価の結果は、指定管理業務について、市の定めた様式（チェックシート）を用いて、指定開始から昨年度までのモニタリング結果のほか、事業の実施状況、収支状況等の評価結果をお知らせするものです。

2 中間評価の評価基準

チェックシートによる中間評価は、以下の評価基準に基づき、実施しています。

●評価基準

評価基準	評価	備考
協定書※ ¹ を遵守している。	S	●両方の項目で、左記の基準を満たしている。 ●仕様書等で定めた基準及びどの点で基準を超すと評価したのかを具体的な事例を挙げコメント欄に記入する。
仕様書等※ ² に定めた水準と比較し、優れた管理を行っている。		
協定書を遵守している。	A	●両方の項目で、左記の基準を満たしている。
仕様書等に定めた水準の管理を行っている。		
協定書を遵守できていない。	B	●項目ごとに改善を行い、経過を市に報告する※ ³ 。 ●仕様書等で定めた基準及びどの点で基準に満たないと評価したのかを具体的な事例を挙げコメント欄に記入する。
仕様書等に定めた水準と比較し、満たない点がある。		

※1 「協定書」には、業務の範囲や実施の条件といった指定管理業務全般に関する「守らなければならない取り決め事項」などが記載されています。

※2 「仕様書等」とは、仕様書や事業計画書のことを指し、実施すべき業務の「水準（基準）」などが記載されています。

※3 市の評価基準では、「項目ごとに改善を行い、経過を市に報告する」を「項目ごとに改善を指示し、経過を確認する」に読み替えています。

3 中間評価対象施設

所管課	施設名称	指定管理者	指定の期間
財政課	尾張旭市保養センター 尾張あさひ苑	尾張旭市施設管理協会	令和3年4月 ～令和9年8月

※ 令和8年9月に、指定期間を「令和3年4月～令和13年3月」から「令和3年4月～令和9年8月」へ変更しています。

次のページから中間評価結果を掲載しています。

尾張旭市保養センター尾張あさひ苑 チェックシート

分類	評価項目	評価区分				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平等利用の確保	施設の設置目的に沿ってサービスを提供しているか。	A	A	A	A	A
	公の施設であることを念頭に置き、利用者の公平な選考、運営は行われているか。	A	A	A	A	A
	利用時間、利用日、利用期間は規則等を遵守しているか。	A	A	A	A	B
サービス向上	利用（減免・中止）の承認、利用料金等の収受、施設に関する案内等は適切かつ迅速に行われているか。	A	A	A	A	A
	要望、苦情等の対応は迅速かつ適切か。また市へ適切に報告しているか。	A	A	A	A	A
	利用者の事故・トラブルを未然防止する仕組みは備わっているか。また、処理は適切か。	S	S	S	S	S
	民間ならではのサービスや積極的な広報など利用者が魅力を感じる施設運営を行っているか。	S	S	S	S	S
施設の効用の発揮	施設の予約は「共同利用型施設予約システム」を利用し適切に行われているか。	—	—	—	—	—
	ホームページや利用案内等の印刷物を活用し、利用者に施設に関する広報を行っているか。	A	A	A	A	A
	地域、関係機関、ボランティア等との交流や協力が積極的に図られているか。	A	A	A	A	A
	清掃、衛生管理、保安管理、消耗品等の管理は事業計画等に照らし適切か。	A	A	A	A	A
	設備機器の安全管理・保守点検等は適切か。	A	A	A	A	A
	汚損、破損箇所の修繕は適切か。	A	A	A	A	S
	備品の管理は適切か。	A	A	A	A	A
	緊急時に備えた体制、マニュアル、指導訓練等は適切か。（実際に起きた場合は適切であったか。）	A	A	A	A	S
	災害や防火・防犯等の体制、マニュアル、指導訓練等は適切か。（実際に起きた場合は適切であったか。）	A	A	A	A	A
削経減費	管理経費は削減されているか。また民間ならではの削減に向けた努力をしているか。	A	A	A	A	A
物的能力	施設の利用率は事業計画に照らして適当な水準にあるか。	B	B	B	B	B
	収支計画に照らし合わせて収入・支出は適正か。	A	A	A	B	B

分類	評価項目	評価区分				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
物的能力	指定管理業務専用の預貯金口座を管理し、適正に歳入歳出が執行されているか。	A	A	A	A	A
	個人情報保護のための体制、書類等の整備・保管、研修等は適切か。	A	A	A	A	A
	情報公開のための体制、書類等の整備・保管、研修等は適切か。	A	A	A	A	A
	傷害保険、損害保険に加入し、業務上の瑕疵により生ずる損害賠償責任に対応できるか。	A	A	A	A	A
	サービス提供及び施設等の維持管理のために設備・備品は適切に配置されているか。	A	A	A	A	A
人的能力	職員の指導育成や研修体制は整っているか。	A	A	A	A	A
	サービス提供及び施設等の維持管理のために人員及び有資格者が適切に配置されているか。	A	A	B	B	B
	労働時間、賃金などの労務管理は適切か。	A	A	A	A	A
	業務の全部又は主たる業務を第三者に委託又は請け負わせていないか。	A	A	A	A	A
事業主	魅力ある自主事業の実施などの施設の利用拡大やサービスの向上が図られているか。	S	S	S	S	S
その他	(施設特有の事項)					
	(施設特有の事項)					

市の評価基準	評価	備考
協定書を遵守している。	S	●両方の項目で、左記の基準を満たしている。 ●仕様書等で定めた基準及びどの点で基準を超すと評価したのかを具体的な事例を挙げコメント欄に記入する。
仕様書等に定めた水準と比較し、優れた管理を行っている。		
協定書を遵守している。	A	●両方の項目で、左記の基準を満たしている。
仕様書等に定めた水準の管理を行っている。		
協定書を遵守できていない。	B	●項目ごとに改善を指示し、経過を確認する。 ●仕様書等で定めた基準及びどの点で基準に満たないと評価したのかを具体的な事例を挙げコメント欄に記入する。
仕様書等に定めた水準と比較し、満たない点がある。		

※協定書とは、指定管理業務仕様書を除く協定書本文を、仕様書等とは、基本協定書附属の指定管理業務仕様書、事業計画書を指す。

実施事業（自主事業を含む）に対する評価 【市担当課記入】

令和３年度には新型コロナウイルス感染拡大に伴い「緊急事態宣言」が発令され、休業せざるを得ない等、事業の継続が困難な状況下であった中、感染対策を徹底する等の柔軟な運営対応により、施設運営の継続に尽力した。

ミキハウス子育て総研の「ウェルカムベビーのお宿」認定を受け、子供連れのファミリー層の誘客に努めた結果、＜ファミリー和洋室＞及び＜ファミリープレミアム和洋室＞の評価が良好であった（利用者アンケートによる）。

また、自主事業として尾張旭市役所と尾張あさひ苑を発着する無料送迎バスを運行し、自家用車等での往復が困難な高齢者等、尾張旭市民（在勤含む）の誘客に努め、中間評価対象期間中の各年度はいずれも宿泊者における尾張旭市民割合が７０％を超えていた。

利用者アンケートにおける意見を速やかに反映する等、迅速性もあり、利用者へのサービス提供に尽力していた。

しかし、令和７年度以降、従業員（特に調理員）の不足により、市条例等で定めている日数以上の休館日となる等、施設運営に支障が生じるようになっている。

事業収支に対する評価 【市担当課記入】

新型コロナウイルスの感染拡大、屋神温泉郷へのアクセス道路の土砂崩れに伴う「花桃まつり」の中止等の不可抗力もあり、従前の指定管理期間中と比較すると利用者が減少し、それに伴い収入が減少した。

料金プランの見直し（値上げ）による収入確保策のほか、食事提供のない日の休業、清掃等の委託業務を直営で実施、誘客チラシを尾張旭市内全戸配布から新聞紙への折込に変更する等の支出削減を行った。

しかし、市から追加で指定管理料を支払う必要が生じる等、事業収支は収支結果は事業計画を下回った。

総合評価 【市担当課記入】

ファミリー層の誘客、無料送迎バスの運行等、幅広い客層をターゲットにした事業を積極的に実施し、利用者からの要望等にも柔軟に対応しており、利用者アンケートにおける評価は高く、尾張旭市民の保養センターとしての機能を発揮し、運営に努めている。

しかし、市からの指定管理料の追加支払いを要する等、事業収支は悪化しており、また、従業員の不足に伴い、休館日数が市条例等で定める日数以上となっている。改善に努めているものの、事業収支の悪化等により新たな従業員確保が困難になっており、従業員不足による休館日数の増加に繋がる悪循環となっている様子が認められる。

施設運営面での利用客評価は高いものの、事業運営の方法には改善すべき事項が多く、一つ一つ課題を解決していく必要があり、今後は事業運営の方法そのものを見直す必要性に迫られていると評価せざるを得ない。